

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

服役していた六代目山口組№2の若頭が先月18日に府中刑務所を出所しました。若頭は山口組の勢力拡大を支えた一方で、名古屋市の二次団体「弘道会」による一極支配を強め神戸発祥の山口組の分裂を招いたと言われています。

出所前から、4月の六代目山口組系組員による神戸山口組系幹部に対する殺人未遂事件、8月の弘道会関係者に対する銃撃事件、さらには10月10日の神戸山口組系組員2人が射殺される事件が続発しており、今後の対立抗争が懸念される状況になっています。

さて、今月号では不当要求に対する法的措置について説明します。

暴力団等反社会的勢力による不当要求に対しては、最初から法的措置を考慮した対応が必要です。弁護士がすぐに対応できるよう証拠を保全し、きちんと整理をしておくことです。

不当要求への対策の基本 Q&A その7

～ 法的対応 ～

Q 現場対応では相手方の不当要求や嫌がらせが止まらない場合は？

A ○基本は弁護士による法的対応

- ・弁護士への移管が迅速にできる体制を整える。
- 顧問弁護士の利用
- ・弁護士へ交渉記録と保全した証拠を迅速に提出する。

Q 弁護士による法的対応は？

A ○弁護士が最初にするのは「内容証明郵便」の発出

- ・弁護士名の内容証明郵便を送付、・弁護士を窓口にして対応する。
- 拒絶の意思を明確化・窓口を弁護士に一本化し堂々巡りを防止
- ・「本件につきましては、当職が貴殿との交渉の窓口になりますので、依頼人である〇〇に対する連絡等は、一切お控えいただきますようお願い申し上げます。」等
- ・証拠保全機能もある。
- 不当要求が繰り返されていることの疎明
- ・受領拒否に備え同一内容の書簡を普通郵便で出す。
- 特定記録郵便を活用

Q 裁判所による法的対応は？

A ○裁判所へ仮処分を申請

- ・面談強要禁止・架電禁止等の仮処分
- ・街宣禁止の仮処分
- ・インターネット掲載記事削除の仮処分
- ・債務不存在確認請求訴訟等の提起
- ・不法行為に基づく損害賠償請求・不当利得返還請求訴訟

Q 警察による法的対応は？

A ○警察へ被害の届出

- ・悪質クレーマーは時として犯罪者である。
- ・脅迫罪、強要罪、恐喝罪、詐欺罪、偽計又は威力業務妨害罪、名誉・信用毀損罪、不退去罪等
- 害悪を告知すれば～脅迫罪
- 金銭要求すれば～強要罪・恐喝罪
- 騙せば～詐欺罪 等
- ・上申書を警察に提出し暴対法上の中止命令の発出を要請する。
- ・刑事告訴・告発をすることも必要。

